

高齢者とその家族を支えます - 市独自の福祉事業 -

在宅の高齢者とその家族が安心して充実した生活が送れるよう、介護保険サービスでは補えない市独自の事業を実施しています。

福祉タクシー利用料金助成事業

- 対象者
公共交通機関の利用が困難、または下肢が不自由で次のいずれかに該当する方
 - 1 65歳以上の方
 - 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の医療受給者証のいずれかをお持ちの方

- 利用方法
利用券の交付を受けてから、指定のタクシー会社に連絡をしてご利用ください。

○利用者負担

タクシー利用料金	利用者負担
1,000円以下	400円
1,001円～2,000円	800円
2,001円～3,000円	1,200円
3,001円～4,000円	1,600円
4,001円～5,000円	2,000円
5,001円以上	3,000円を控除した額

- 利用限度
年48回まで(申請月により回数異なります)
※往路、復路それぞれ1回として数えます。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

- 対象者 次のいずれかの条件に該当する方
 - 1 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
 - 2 高齢者のみの世帯の方

○対象の寝具類と利用者負担

敷き布団・掛け布団・綿入れかいまき	1枚につき200円
毛布	1枚につき100円

※追加料金がかかる場合もあります。

- 利用方法
利用券の交付を受けてから、指定のクリーニング店へ寝具類をお持ち込みください。
- 利用限度 原則年2回まで

訪問理美容サービス事業

- 対象者
在宅のおおむね65歳以上の寝たきり、または認知症の方で、日常生活の大半で介護を必要とする状態が今後も続くと思われる方(長期入院者を除く)

- 利用方法
市役所または各支所で利用の申請をして、助成券の交付を受けてから、指定理美容店に予約後ご利用ください。申請書1枚につき3回分まで申請できます。

- 利用者負担 1回につき2,000円

- 利用限度 年6回程度まで

はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

- 対象者 次のいずれかの条件に該当する方
 - 1 70歳以上の方
 - 2 身体障害者手帳(1・2級)、または療育手帳(Ⓐ、A)をお持ちの方
 - 3 60歳以上で身体障害者手帳(3級～6級)をお持ちの方

- 利用方法
助成券の交付を受けてから、指定施術機関でご利用ください。

○利用者負担

利用料金から1,000円を引いた残りの額

- 利用限度 年10回まで

家族介護用品(紙おむつ等)支給事業

- 対象者
次のいずれかの条件に該当する方を在宅で介護している方

- 1 申請日現在65歳以上で、要介護3以上の認定を受けている方
- 2 身体障害者手帳(1・2級)をお持ちの方
- 3 特定疾病該当者で65歳未満の介護保険認定者(要支援状態に該当するものを除く)

※入院・入所中およびショートステイが月14日以上の場合は対象外です。

※介護者・被介護者のいずれも市内在住の方が対象です。

- 利用方法
助成券の交付を受けてから、指定の販売店で介護用品を購入してください。

○利用限度

次の要件すべてにあてはまる方 ◇申請日現在65歳以上の方 ◇要介護3以上の認定を受けている方 ◇前年度の市民税が非課税の世帯に属する方	年間最大 75,000円分
上記以外の方	年間最大 60,000円分

※1,000円単位の助成券で、おつりが出ません。
1,000円未満の端数分は現金でお支払いください。

○対象用品

紙おむつ、尿取りパット(軽失禁用は除く)、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、防水シーツ、防水シート